富田林税務署からのお知らせ　申告書作成会場は「すばるホール」　2月16日㈫～開設～

[開設期間] 2 月 16 日㈫～ 3 月 15 日㈪ ※㈯㈰㈷等を除く（2 月 21 日㈰・28 日㈰は開設）

[受付時間] 9:00 ～ 16:00　ご注意ください！

～　申告書作成会場での感染症対策にご協力ください　～

①ご来場される際は、マスクの着用をお願いします。
（マスクを着用されていない場合、入場をお断りする場合があります。）
②咳・発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、入場をお断りします。
③会場内に筆記用具は用意していませんので、ボールペンや計算器具をお持ちください。

- 入場には「入場整理券」が必要です。
- 入場整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。
- 長時間お待ちいただく場合やご入場できない場合がございますので、ご了承ください。
- お越しの際は、関係書類や前年分の申告書の控え等をご持参ください。
- 納付手続、納税証明書の発行及び相続税の相談は行っておりません。
- ご不明な点について質問や確認をしていただき、会場内のパソコンを使って申告書等を作成していただきます。

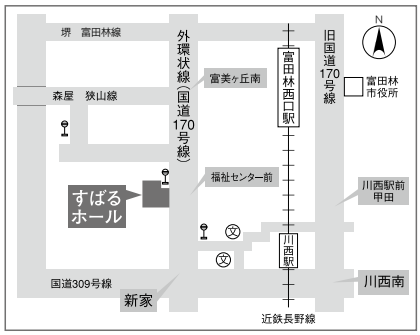

すばるホール
≪所在地≫富田林市桜ヶ丘町 2 番 8 号
≪交通≫近鉄長野線川西駅から徒歩 8 分／南海小金台 2 丁目バス停から徒歩 8 分／近鉄富田林駅からレインボーバス「すばるホール」で下車
≪問合せ≫富田林税務署
☎ 0721-24-3281（代表）
※自動音声によるご案内です。アナウンスに従い操作してください。なお、「すばるホール」会場では、電話による問合せはお受けできません。

●令和 2 年分の申告期限、納期限等について

税目など	申告及び納期限	口座振替日
申告所得税及び復興特別所得税	3 月 15 日㈪	確定分　4 月 19 日㈪
		延納分　5 月 31 日㈪
個人事業者の消費税及び地方消費税	3 月 31 日㈬	4 月 23 日㈮
贈与税	3 月 15 日㈪	

●国税は、申告した税額等に基づき納税者ご自身で納付の期限（納期限）までに納付していただく必要があります。
●詳細は、国税庁 HP「国税の納付手続」をご覧ください。

国税庁 HP はこちら→

感染リスク軽減のためパソコンやスマートフォンでの申告をお願いします！

税務署の申告書作成会場は、毎年大変混み合います。コロナ感染防止の観点から、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用した自宅等での申告書の作成及び提出にご協力願います。

作成した申告書は①マイナンバーカード②マイナンバーカード読取対応スマートフォンまたは IC カードリーダライタを用意すれば、「e-Tax」を利用して提出できます。

※①②をお持ちでない方
事前に税務署で発行する e-Tax 用の「ID・パスワード」を取得していただければ e-Tax をご利用できます。希望される方は、本人確認書類（運転免許証など）をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください（土日祝除く）。

e-Tax 以外の方法で申告書を提出される場合は、郵送または税務署窓口へ直接お持ちください。作成済みの申告書は、2 月 15 日以前でも提出できます。

申請書作成はこちら→

●タックスアンサーのご案内

国税庁ホームページ「タックスアンサー」では、よくある税のご質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。確定申告書作成の参考として是非ご利用ください。

●医療費控除について

医療費控除を受けるには、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。領収書の添付によって医療費控除を受けることができません。（「医療費控除の明細書」は、国税庁 HP からダウンロード可）

●問合せ

「確定申告書等作成コーナー」の使い方	消費税の軽減税率制度	マイナンバーカードをご利用になる場合の IC カードリーダライタの設定などに関する問合せ
（事前準備、送信方法、エラー解消など） 問 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570-01-5901（全国一律市内料金） 受付：㈪～㈮ 9:00 ～ 17:00 （㈯㈰㈷及び 12 月 29 日～ 1 月 3 日を除く）	（詳しくは国税庁 HP 特設サイト「消費税の軽減税率制度について」から） 問 消費税軽減税率電話相談センター ☎ 0120-205-553（通話料金無料） 受付：㈪～㈮ 9:00 ～ 17:00（休祝日除く）	問 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178（通話料金無料） 受付：㈪～㈮ 9:30 ～ 20:00 ㈯㈰㈷ 9:30 ～ 17:30

上記以外　問 富田林税務署　☎ 0721-24-3281　受付：㈪～㈮（㈯㈰㈷除く）　※音声案内に従い番号を選択してください。
「0」確定申告に関する問合せ（確定申告電話相談センター）　※ 1 月 4 日～ 3 月 15 日
「1」確定申告以外の一般的なご相談（電話相談センター）
「2」その他の問合せ（税務署職員）
「3」消費税の軽減税率制度に関するご相談（電話相談センター）

市府民税、軽自動車税の申告など

◎新型コロナウイルス感染症等の対策について

申告会場では、新型コロナウイルス感染症等による感染拡大防止の観点から感染症対策（検温の実施、消毒液・パーテーションの設置等）を実施します。申告会場へお越しの際は、感染症対策（手洗い、マスク着用等）にご協力ください。また、申告会場でのコロナ禍による「3 密」を回避するため、ご自身で作成していただき郵送による申告にご協力くださいますようお願いします。

◆市・府民税の申告　令和 3 年度の申告受付を行います。郵送による提出も可能です。

［受付］2 月 16 日㈫～ 3 月 15 日㈪　※㈯㈰㈷を除く　9:30 ～ 12:00、13:00 ～ 16:30
［会場］市役所本庁 1 階ロビー　［郵送先］〒 583-8585　誉田 4-1-1　税務課市民税担当 宛

①申告に必要な書類等を必ずご持参ください。（例）給与・年金の源泉徴収票、生命保険の控除証明書等
②医療費の申告をされる方は合計額計算および明細書のご準備をお願いします。
※市・府民税に関連した各種証明書発行や、国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証などの交付、介護保険料・保育園および幼稚園の保育料の算定などに申告が必要です。また、申告書が届いた方で前年中に無職、無収入の方も申告にご協力ください。
※上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等の課税方式選択や、税制改正などの詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。
※ご自身で作成された確定申告書は、市・府民税の申告期間中、市役所本館 1 階ロビーの受付会場でお預かりし、富田林税務署へお届けします。

≪申告が必要な方≫

本市在住（令和 3 年 1 月 1 日現在）で、前年中に所得があり、税務署の確定申告書を提出義務のない方や勤務先から給与支払報告書が提出されていない方は、市・府民税申告が必要です。

（例）・2 カ所以上から給与の支払いを受けていた方。
・公的年金受給者で年金以外に収入がある方や各種控除を受けようとする方。
※ワンストップ特例制度を適用されている場合であっても、医療費等があり申告を行う場合は、ふるさと納税寄付分（ワンストップを含む）も併せて申告する必要があります。

≪市ウェブサイトより個人住民税の市・府民税申告書が作成できます≫

作成された申告書に必要事項を補記し、必要書類と併せ郵送または持参いただくと、市・府民税申告を行うことができます。申告を行われる方はご利用ください。
※詳細は［羽曳野市税額シミュレーション］で検索。

≪市・府民税申告書≫

前年中に申告をされた方に令和 3 年度市・府民税申告書を順次発送いたします。
（申告書は、市民税窓口・支所・申告会場・市ウェブサイトからダウンロード・郵送でも取得できます。）

【問合せ】税務課 市民税担当（内線 1580･1520･1530）

◆市税催告コールセンター業務

市税（市・府民税（普通徴収・特別徴収）、固定資産税、軽自動車税、法人市民税）の納期限から一定期間を過ぎても納付確認ができない方に対して、専門オペレーターが市税の未納をお知らせと、納付のご案内を行います。また、SMS でのメールメッセージによるご案内もあわせて行っています。

［業務時間］●㈪～㈮ 9:00 ～ 17:30　●第 2・3 ㈫㈭ 9:00 ～ 20:00　●第 3 ㈰ 9:00 ～ 17:30
※ 2 月は第 2 ㈭が祝日のため、第 4 ㈭に振替調整します。　※㈯、上記以外の㈰㈷で市役所閉庁日は業務を行っておりません。

≪振り込め詐欺など不審電話にご注意！≫

「市税催告コールセンター」から、還付金の案内や納付のために ATM の操作を求めることは一切ありません。

【問合せ】税務課 納税担当（内線 1440・1450）

◆バイクや軽自動車などの異動申告

軽自動車税は、4 月 1 日現在登録されている所有者（使用者）に課税されます。バイクや軽自動車などを廃車や譲渡したり、所有者が転出するときは手続きをしてください。（4 月 2 日以降に廃車や譲渡された場合は令和 3 年度の軽自動車税がかかります。）なお、窓口が大変混雑することが予想されますので、廃車などの手続きは 3 月中旬までにお済ませください。
※盗難にあった場合は、ただちに警察署へ盗難届を提出し、併せて市役所税務課にも届け出てください。
※一部の三輪・四輪の軽自動車は、令和 3 年度から税率が変わる場合があります（重課など）。詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

申告区分	受付場所	必要な書類など
原動機付自転車など	市役所税務課（本館 1 階 8 番窓口）	申告済証・ナンバープレート・印鑑（名義変更の場合、新・旧）・届出（来庁）者の本人確認書類（免許証など）・委任状（同一世帯員以外が申請する場合）
軽二輪小型二輪など	近畿運輸局 大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所（和泉市上代町官有地）☎ 050-5540-2060	検査証または届出済証・ナンバープレート・印鑑・住民票・自賠責保険証明書など（詳しくは左記事務所にてご確認ください）
軽自動車	軽自動車検査協会大阪主管事務所和泉支所（和泉市伏屋町 1-13-3 号）☎ 050-3816-1842	検査証・ナンバープレート・印鑑・住民票など（詳しくは左記事務所にてご確認ください）

【問合せ】税務課 課税総務担当（内線 1570・1571）